

1 罰則に係る行為及び罰の内容

法第25条第1項 \ 内容		5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科	
		条項	行為の内容
1号	無許可営業	14条第1項・第6項 14条の4第1項・第6項	許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき 許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき
2号	営業許可の不正取得	-	不正の手段により、産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可(当該許可の更新を含む。)を受けたとき 不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可(当該許可の更新を含む。)を受けたとき
3号	事業範囲の無許可変更	14条の2第1項 14条の5第1項	産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、許可を受けずに、事業の範囲を変更したとき 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、許可を受けずに、事業の範囲を変更したとき
4号	事業範囲の変更許可の不正取得	-	産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、不正の手段により、事業の範囲の変更の許可を受けたとき 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、不正の手段により、事業の範囲の変更の許可を受けたとき
5号	事業停止命令違反	14条の3 14条の6	法又は法に基づき処分違反した産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に出された事業停止命令等に違反したとき 法又は法に基づき処分違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に出された事業停止命令等に違反したとき
	措置命令違反	19条の4第1項 19条の4の2第1項 19条の5第1項 19条の6第1項	生活環境保全上の支障の除去等のために出された措置命令に違反したとき
6号	委託基準違反	12条第3項 12条の2第3項	排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき 排出事業者(中間処理業者を含む。)が、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
7号	名義貸しの禁止違反	14条の3の3 14条の7	産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、自己名義で他人に収集、運搬又は処分を行わせたとき 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己名義で他人に収集、運搬又は処分を行わせたとき
8号	処理施設の無許可設置	15条第1項	許可を受けずに、産業廃棄物の処理施設を設置したとき
9号	処理施設の設置許可の不正取得	-	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたとき
10号	処理施設の無許可変更	15条の2の5第1項	許可を受けずに、産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしたとき
11号	処理施設の変更許可の不正取得	-	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可を受けたとき
12号	無確認輸出	10条第1項(15条の4の6第1項での準用を含む)	環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出したとき 廃棄物の無確認輸出は、未遂を罰する(25条第2項)
13号	処理業の受託禁止違反	14条第13項 14条の4第13項	産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者が、他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分を受託したとき 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者が、他人の特別管理産業廃棄物を収集、運搬又は処分を受託したとき
14号	廃棄物の投棄禁止違反	16条	廃棄物をみだりに投棄したとき 廃棄物の投棄禁止違反は、未遂を罰する(25条第2項)
15号	廃棄物の焼却禁止違反	16条の2	廃棄物を違法に焼却したとき 廃棄物の焼却禁止違反は、未遂を罰する(25条第2項)
16号	指定有害廃棄物保管・処分違反	16条の3	指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行ったとき。ただし、次に掲げる場合を除く 指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従って行う保管、収集、運搬又は処分

法第26条 \ 内容		3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科	
		条項	行為の内容
1号	委託基準違反 再委託禁止違反	12条第4項 12条の2第4項 14条第14項 14条の4第14項	排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき 排出事業者(中間処理業者を含む。)が、特別管理産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託したとき 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、産業廃棄物の処理の再委託の基準に違反して、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に再委託したとき 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、特別管理産業廃棄物の処理の再委託の基準に違反して、特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に再委託したとき
2号	処理施設の使用停止命令違反 改善命令違反 業者への改善命令違反	15条の2の6 19条の3	産業廃棄物処理施設の施設改善命令、使用停止命令に従わなかったとき 排出事業者、一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が改善命令に従わなかったとき
3号	施設無許可譲受け 無許可借受け	9条の5第1項(15条の4での準用を含む)	許可施設である一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け、又は借り受けたとき
4号	無許可輸入	15条の4の4第1項	環境大臣の許可を受けずに、国外廃棄物を輸入したとき
5号	輸入許可条件違反	15条の4の4第4項	廃棄物の輸入の際、廃棄物の輸入の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき
7号	不法投棄又は不法焼却を目的とした収集又は運搬	-	廃棄物の投棄禁止違反又は焼却禁止違反の罪を犯す目的で、廃棄物の収集又は運搬をしたとき

法第27条 \ 内容		2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
	無確認輸出の予備違反	-	廃棄物の無確認輸出を行う目的で、その予備をしたとき

法28条 \ 内容		1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
2号	土地形質変更命令違反	第15条の19第4項 第19条の10第1項	指定区域内における土地の形質変更について、知事の計画変更の命令に違反したとき 指定区域内における土地の形質変更による生活環境保全上の支障について、当該支障の除去等に係る知事の措置命令に違反したとき

法29条 \ 内容		6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
1号	欠格要件該当届出違反	7条の2第4項(14条の2第3項、14条の5第3項での準用を含む。) 9条第6項(15条の2の5第3項での準用を含む。)	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、欠格要件に該当するに至った場合において、その旨の届出をしなかったとき 一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者が、欠格要件に該当するに至った場合において、その旨の届出をしなかったとき
2号	施設使用前検査受検義務違反	15条の2第5項(15条の2の5第2項での準用を含む。)	施設使用前検査を受けずに、産業廃棄物処理施設を使用したとき
3号	排出者管理票交付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第1項(15条の4の6第2項での準用を含む。)	排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、当該産業廃棄物を引き渡す際に、次のいずれかに該当したとき 運搬受託者(処分のみ委託の場合には、処分受託者)に管理票を交付しなかったとき 運搬受託者(処分のみ委託の場合には、処分受託者)に記載すべき事項を記載せずに、管理票を交付したとき 運搬受託者(処分のみ委託の場合には、処分受託者)に、虚偽の記載をして、管理票を交付したとき
4号	運搬受託者管理票写し送付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第2項前段	運搬受託者が、当該産業廃棄物の運搬を終了した際に、次のいずれかに該当したとき 管理票交付者に、管理票の写しを10日以内に送付しなかったとき 管理票交付者に、記載すべき事項を記載せずに、管理票の写しを送付したとき 管理票交付者に、虚偽の記載をして、管理票の写しを送付したとき
5号	運搬受託者管理票写し回付義務違反	12条の3第2項後段	運搬受託者が、当該産業廃棄物の処分受託者に、管理票の写しを回付しなかったとき
6号	処分受託者管理票	12条の3第3項・第4項	処分受託者が、当該産業廃棄物の処分を終了した際、又は中間処理産業廃棄物の最終処分を終了した旨の管理票の写しの送付を受けた際に、次のいずれかに該当したとき

	写し送付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の5第5項	処分を委託した管理票交付者に、管理票の写しを10日以内に送付しなかったとき 処分を委託した管理票交付者に、記載すべき事項を記載せずに、管理票の写しを送付したとき 処分を委託した管理票交付者に、虚偽の記載をして、管理票の写しを送付したとき
7号	管理票保存義務違反	12条の3第5項・第8項・第9項	管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき 運搬受託者が、管理票交付者に管理票の写しを送付した場合においては当該管理票を、処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合においては当該管理票の写しを、それぞれ5年間保存しなかったとき 処分受託者が、管理票交付者に管理票の写しを送付した場合において、当該管理票を5年間保存しなかったとき
8号	虚偽管理票交付	12条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業者・処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして、管理票を交付したとき
9号	虚偽管理票送付	12条の4第2項・第3項	運搬受託者又は処分受託者が、受託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は電子情報処理組織を使用して情報処理センターに当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨の報告をしたとき 処分受託者が、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けていないにもかかわらず、又は、電子情報処理組織を使用して情報処理センターに最終処分が終了した旨の報告をしたとき
10号	電子管理票虚偽登録	12条の5第1項(15条の4の6第2項での準用含む)	電子管理票の使用事業者が、電子情報処理組織を使用して、必要事項を情報処理センターに登録する際に、虚偽の登録をしたとき
11号	電子管理票報告義務違反 虚偽報告	12条の5第2項・第3項	運搬受託者及び処分受託者が、電子管理票の使用事業者から、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた場合において、当該産業廃棄物の運搬又は処分を終了した際に、電子情報処理組織を使用して、3日以内に、情報処理センターのその旨の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
12条	勧告命令違反	12条の6第3項	排出事業者(中間処理業者を含む。)、運搬受託者又は処分受託者が、管理票及び電子管理票に関して出された措置命令に違反したとき
13条	土地形質変更届出違反	15条の19第1項	指定区域内において土地の形質変更をしようとする場合において、知事に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
14条	事故時応急措置命令違反	21条の2第2項	特定処理施設における事故に対し、応急の措置を講ずべき旨の知事の命令に違反したとき

法30条\内容		30万円以下の罰金	
		条項	行為の内容
1号	帳簿備付け義務違反 記載義務違反 保存義務違反	7条第15項(12条第11項、12条の2第12項、14条第15項、14条の4第16項での準用を含む。) 7条第16項(12条第11項、12条の2第12項、14条第15項、14条の4第16項での準用を含む。)	次に掲げるものが、その廃棄物の処理に関して、帳簿を備えず、又は5年間保存しなかったとき 一般廃棄物収集運搬業者・処分業者 産業廃棄物の自己処理施設を有する事業者 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者
2号	業廃止・変更届出義務違反 施設変更届出義務違反 施設相続届出義務違反	7条の2第3項(14条の2第3項、14条の5第3項での準用を含む。) 9条第3項・第4項(15条の2の5第3項での準用を含む。) 9条の7第2項(15条4での準用を含む。)	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が、事業の廃止、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が、施設の変更、廃止(最終処分場であるものを除く。)、休止、再開、埋立処分の終了(最終処分場である場合)の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者の地位を承継した相続人が、当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
3号	維持管理事項記録違反備付け違反	8条の4(15条の2の3での準用を含む。)	許可施設である一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の維持管理の記録について、次のいずれかに該当したとき 記録をしなかったとき 虚偽の記録をしたとき 記録を備え置かなかったとき
4号	処理責任者等設置義務違反	12条第6項 12条の2第6項	産業廃棄物の自己処理施設を有する事業者が、事業場ごとに、産業廃棄物処理責任者を置かなかったとき 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を有する事業者が、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかったとき
5号	報告拒否、虚偽報告	18条	次に掲げる者が、行政庁から必要な報告を求められたときに、これを拒否し、又は虚偽の報告を行ったとき 事業者 一般廃棄物又は産業廃棄物(これらの疑いのある物を含む。)の収集・運搬、処分を業として行う者 一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者 廃棄物が地下にある土地の所有者又は占有者、指定区域内において土地の形質変更を行い、又は行った者 廃棄物の輸出入を行う者について、上記に同じ。
6号	立入検査拒否、妨害、忌避	19条第1項・第2項	次に掲げる者が、行政庁の職員が行う立入検査等に対し、これを拒否し、妨害し、又は忌避したとき 事業者 一般廃棄物又は産業廃棄物(これらの疑いのある物を含む。)の収集・運搬、処分を業として行う者 一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者 廃棄物が地下にある土地の所有者又は占有者、指定区域内において土地の形質変更を行い、又は行った者 廃棄物の輸出入を行う者について、上記に同じ。
7号	技術管理者設置義務違反	21条第1項	一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が、技術管理者を置かなかったとき

法33条\内容		20万円以下の過料	
		条項	行為の内容
土地形質変更届出違反		15条の19第2項・第3項	指定区域内において、既に土地の形質変更着手している者が、知事への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 指定区域内において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質変更をした者が、知事への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

法34条\内容		10万円以下の過料	
		条項	行為の内容
名称使用禁止違反		20条の2第3項	廃棄物再生事業者の登録を知事から受けずに、その名称を使用したとき